附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第●条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第二条第三項第八号（新銀行告示第四条第三項第二号及び第七条第三項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第二条第五項（新銀行告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第一面及び第三十三面から第三十五面までに係る部分に限る。）、新銀行告示第十条第二項（新銀行告示第十一条において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号並びに新銀行告示第十条第三項第八号及び第四項第一号ホ（新銀行告示第十一条において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、この告示の適用

の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2　新銀行告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面及び第二十六面から第二十八面までに係る部分に限る。）及び新銀行告示第十一条において読み替えて準用する新銀行告示第十条第二項に規定する別紙様式第十一号並びに新銀行告示第十一条において読み替えて準用する新銀行告示第十条第四項第一号ホの規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項及び第五条において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新銀行告示第四条第三項第二号及び第七条第三項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第三項第八号の規定、新銀行告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面及び第三十三面から第三十五面までに係る部分に限る。）、新銀行告示第十二条第二項に規定する別紙様式第十二号、同条第三項第九号及び第四項

第二号ホ（新銀行告示第十三条において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第十五条第二項に規定する別紙様式第十二号並びに同条第三項第九号及び第四項第二号ホ（新銀行告示第十六条において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新銀行告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面及び第二十六面から第二十八面までに係る部分に限る。）、新銀行告示第十三条において読み替えて準用する新銀行告示第十二条第二項に規定する別紙様式第十二号、新銀行告示第十三条において読み替えて準用する新銀行告示第十二条第四項第二号ホの規定、新銀行告示第十六条において読み替えて準用する新銀行告示第十五条第二項に規定する別紙様式第十二号並びに新銀行告示第十六条において読み替えて準用する新銀行告示第十五条第四項第二号ホの規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従

前の例による。

5　新銀行告示第六条第三項及び第九条第二項に規定する別紙様式第八号（第一面に係る部分に限る。）、新銀行告示第十四条第三項に規定する別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号並びに新銀行告示第十七条第二項に規定する別紙様式第十二号は、適用日以後に終了する四半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第●条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第二条第二項（新信金告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号、新信金告示第二条第三項第七号及び第四項第一号ニ（新信金告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第六条第三項第八号（新銀行告示第七条第三項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第六条第五項（新信金告示第七条

第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第四号（第一面及び第三十三面から第三十五面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新信金告示第三条第二項（新信金告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号、新信金告示第三条第三項第八号及び第四項第二号ニ（新信金告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第七条第三項第二号において読み替えて準用する新信金告示第六条第三項第八号の規定並びに新信金告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面及び第三十三面から第三十五面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

３　新信金告示第四条第一項において読み替えて準用する新信金告示第二条第二項に規定する別紙様式第一号、新信金告示第四条第一項において読み替えて準用する新信金告示第二条第四項第一号ニの規定及び新信金告示第八条第四項において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第七号（

第一面及び第二十六面から第二十八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新信金告示第四条第二項において読み替えて準用する新信金告示第三条第二項に規定する別紙様式第二号、新信金告示第四条第二項において読み替えて準用する新信金告示第三条第四項第二号ニの規定及び新信金告示第九条第四項において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第七号（第一面及び第二十六面から第二十八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5　新信金告示第五条第三項に規定する別紙様式第一号及び別紙様式第二号並びに新信金告示第十条第三項に規定する別紙様式第九号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第●条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信組告示」という。）第二条第二項（新信組告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号並びに新信組告示第二条第三項第七号及び第四項第一号ニ（新信組告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新信組告示第三条第二項（新信組告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号並びに新信組告示第三条第三項第八号及び第四項第二号ニ（新信組告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前

の例による。

３　新信組告示第四条第一項において読み替えて準用する新信組告示第二条第二項に規定する別紙様式第一号及び新信組告示第四条第一項において読み替えて準用する新信組告示第四項第一号ニの規定は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

４　新信組告示第四条第二項において読み替えて準用する新信組告示第三条第二項に規定する別紙様式第二号及び新信組告示第四条第二項において読み替えて準用する新信組告示第四条第四項第二号ニの規定は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第●条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（以下この条において「新最終指定親会社告示」という。）第三

条第三項第九号の規定及び同条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面及び第三十三面から第三十五面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新最終指定親会社告示第四条第四項において読み替えて準用する新最終指定親会社告示第三条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面及び第二十六面から第二十八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

３　新最終指定親会社告示第五条第二項に規定する別紙様式第六号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。